

取 扱 基 準

名 称	地域の茶の間助成事業
補助区分	運営費補助■ 事業費補助□
補助金の概要	住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、地域の茶の間の活動主体に対して、開催頻度に応じた運営経費の助成を行う。
目 標	数値化■ 非数値化□
	地域の茶の間助成・補助件数 456 箇所
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会
補助対象経費の内 容	事業に係る経費 (報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、役務費、会場使用料・家賃等。ただし、専ら飲食を目的とする経費は除く。)
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・月1回開催 年額上限1活動主体につき2,500円×開催月数 ・月2回以上開催 年額上限1活動主体につき5,000円×開催月数 ※月2回以上開催は、36月以内に週1回以上開催するための計画書の提出が助成の条件。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。
開始時期	令和8年4月1日
評価の時期	令和10年9月30日
終 期	令和11年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示
	[媒体] 広報チラシ・ホームページ等
担当部署	福祉部 地域包括ケア推進課 電 話 025-226-1281 e-mail houkatsucare@city.niigata.lg.jp